



《共通書類: 必須書類》

- ・移住支援金交付申請書・請求書
- ・免許証、その他顔写真付きの身分証明書の写し
- ・戸籍の附票(在住期間のわかる書類)(2人以上の世帯については世帯全員のもの)
- ・五島市の住民票(2人以上の世帯については世帯全員の続柄が分かるもの)
- ・前居住地の住民票(2人以上の世帯のみ、世帯員全員のもの)
- ・申請者本人の通帳(振込先口座)の写し
- ・暴力団等排除に関する誓約書(要押印。2人以上の世帯については裏面に世帯全員分記入。)
- ・個人情報取得に関する同意書
- ・アンケート(ご協力お願いします。)

《移住等に関する要件》

A(東京23区内に居住していた者)に該当する方

- ・戸籍の附票(在住期間のわかる書類で2人以上の世帯については世帯全員のもの)

B(東京圏から東京23区内に通勤)に該当する方

①会社員

- ・勤務していた企業の雇用期間がわかる書類  
→就業証明書や離職票など

②法人の経営者又は個人事業主

- ・開業届出済証明書その他勤務地を確認できる書類
- ・個人事業等の納税証明書その他の在勤期間を確認できる書類

③東京圏から東京23区内の大学に通学していた学生

- ・卒業証明書その他の在学期間及び卒業校を確認できる書類
- ・勤務していた企業等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

《選択要件に関する書類》

○就職に関する要件(Nナビキャリア関連)

- ・就業証明書(様式第3号)

○テレワークに関する要件

- ・就業証明書(様式第4号)

○市又は市民と関わりを有する者に関する要件

※単身世帯は40歳未満。2人以上の世帯の場合は高校生以下の子を扶養、妊娠中の世帯、夫婦の双方が40歳未満。農林水産業・長崎県病院企業団の看護師・五島市発着の定期航路事業者の乗組員を含む世帯は50歳未満

- ・就業証明書(様式第5号)又は誓約書(様式第6号)
- ・Uターン→戸籍の謄本等(出生が五島市であることがわかる書類)  
五島市内の学校に通っていたことがわかる書類  
五島市内で就労していたことが分かる書類
- ・申請日の属する年度より前の年度において五島市中心のふるさと市民に登録したことがわかる書類
- ・申請日の属する年度より前の年度において五島市にふるさと納税を行ったことがわかる書類
- ・五島市の実施する移住相談会に参加したことを確認できる書類(提出不要)
- ・家業・農林水産業・長崎県病院企業団の看護師等・旅客定期航路事業者の乗組員に就職する場合  
→就業証明書(様式第5号)
- ・町内会に加入する場合→誓約書(様式第6号)

○起業に関する要件(下記いずれも)

- ・1年以内に創業支援金の交付決定を受けた者  
→交付決定通知書の写し
- ・市内において、個人事業の開業又は法人の設立を行っている者  
→個人事業の開業届出済証明書、法人設立届出書の写し その他の創業の事実が確認できる書類

※注意事項

- ・就職に関する要件については、長崎県が運営しているNナビキャリアに掲載され、かつ移住支援金の対象であること。また、その際にその企業の求人募集をしているかどうか併せて確認する必要がある。
- ・起業に関する要件については、長崎県商工会連合会 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業(創業支援事業)補助金の交付決定を受けているもののことをいう。

